

公益財団法人米日カウンシルージャパン

定款

平成 24 年 3 月 19 日	原始定款作成
平成 24 年 3 月 26 日	原始定款認証
平成 24 年 3 月 26 日	法人設立
平成 25 年 1 月 1 日	公益認定による名称変更 により第 1 条変更
平成 25 年 3 月 19 日	第 25 条、第 45 条及び第 61 条変更
平成 27 年 5 月 20 日	第 2 条変更
平成 28 年 3 月 24 日	第 10 条、第 30 条第 2 項、 第 31 条第 3 項及び第 4 項、 第 32 条第 2 項乃至第 7 項、 第 43 条及び第 48 条変更
平成 31 年 3 月 29 日	第 4 条一項第 7 及び 8 号 事業変更

公益財団法人米日カウンシルージャパン定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人米日カウンシルージャパンと称し、英文では U.S.-Japan Council (Japan)と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 この法人は、あらゆる世代の日本人とアメリカ人の絆を作ることで、長期的に日米間の教育的・文化的・経済的な結び付きを強化し両国間の友好を深めるため、日米関係にとって重要である両国間の人と人との交流を促進することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日米関係をより強固にするための日本とアメリカ合衆国の絆の深化に資する人的ネットワーク構築の機会を提供すること
- (2) TOMODACHI という官民パートナーシップを運営管理し、教育、芸術、スポーツ、文化交流および起業支援・指導者育成を通して、日本とアメリカ合衆国の将来の世代の育成を支援すること
- (3) 日米両国の国民、企業および政府が相互に恩恵を享受できる事柄を考案し、プログラムやイニシアチブとして企画・実行すること
- (4) 他の機関や組織と目的達成のための効果的な戦略的パートナーシップを組み、組織間の対話や交流の機会を提供すること
- (5) 日米関係の強化に尽力する日本およびアメリカ合衆国のリーダー間のネットワークを構築すること
- (6) 日米間の互いの文化に対する理解および相互交流を推進するため、教育活動およびリーダーシッププログラム等を企画・運営すること

- (7) 日米両国で、社会的影響の大きい災害などが発生した場合、個人や企業、他の財団などから寄付を募り、救援、復旧などの活動を支援すること
- (8) その他前条の公益目的を達成するために関連し又は必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(規 律)

第6条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第7条 設立者の名称及び住所並びにその拠出する財産は、別紙設立者拠出財産目録のとおりである。

(財産の種別)

第8条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産(又は交付を受けた補助金その他の財産)については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第9条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第 10 条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）に基づく公益認定を受けた場合には、前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 12 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録(以下この条において「財産目録等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

2 当法人が「公益認定法」に基づく公益認定を受けた場合には、前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第 1 項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

4 この法人は、剰余金の分配は行わない。

(会計原則等)

第 13 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第 3 章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員3名以上を置く。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 評議員のうちには、理事のいずれか1名と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を越えて含まれないこと。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれないこと。

(3) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 当法人が「公益認定法」に基づく公益認定を受けた場合には、評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権 限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任 期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、その退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員等の報酬等並びに費用の額の決定及びその規程

- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 22 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（種類及び開催）

第 20 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年 1 回毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招 集）

第 21 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 第 2 項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
 - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

（招集の通知）

第 22 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議 長）

第 23 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出

する。

(定足数)

第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 25 条 評議員会の決議は、「一般社団・財団法人法」第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 26 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 27 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 29 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 30 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名以上

2 理事のうち、1 名以上 2 名以下を代表理事とし、3 名以内を「一般社団・財団法人法」第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

第 31 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会において選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、前項で選定された代表理事より理事長を 1 名選定する。
- 4 理事会は、その決議によって、第 2 項で選任された執行理事より副理事長、専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、副理事長は 1 名まで、専務理事は 1 名まで、常務理事は 1 名までとする。
- 5 理事のうちには、理事のうちいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を越えて含まれてはならない。
- 6 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 当法人が「公益認定法」に基づく公益認定を受けた場合には、理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第 32 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

- 4 専務理事は、代表理事及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事及び副理事長に事故があるとき、又は代表理事及び副理事長が欠けたときは、代表理事の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 代表理事、副理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 代表理事及び執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに

関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第30条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第35条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第36条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第49条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第 38 条** この法人は、役員「一般社団・財団法人法」第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 2 節 理事会

(設 置)

- 第 39 条** この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

- 第 40 条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
 - (6) 第 38 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結
- 3 この法人が保有する租税特別措置法 40 条第 1 項の適用を受けた株式について、その株式の発行会社に対して議決権を行使する場合には、予め理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(種類及び開催)

第 41 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 3 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第 33 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 42 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とするに臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 43 条 理事会の議長は、理事会の都度、代表理事の中から選定する。

(定足数)

第 44 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 45 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わる

ことのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 46 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 47 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 32 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 48 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 49 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する公益目的事業、並びに第 15 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 53 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の議決を経て、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する公益目的事業、並びに第 15 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 当法人が「公益認定法」に基づく公益認定を受けた場合には、「公益認定法」第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとする

るときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

- 4 当法人が「公益認定法」に基づく公益認定を受けた場合には、前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 51 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 当法人が「公益認定法」に基づく公益認定を受けた場合には、前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 52 条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 53 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、「公益認定法」第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第 5 条 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に贈与するものとする。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 55 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員の報酬等の規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第59条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 会 員

(会 員)

第58条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める「会員に関する規程」による。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第59条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第60条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第61条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補 則

(委 任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の理事、監事並びに評議員は、別紙役員名簿のとおりとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立初年度の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成24年12月31日までとする。

以上、公益財団法人米日カウンシルージャパンの現行定款の写しに相違ありません。

平成 28 年 3 月 24 日

公益財団法人米日カウンシルージャパン
代表理事 アーネスト・エム・比嘉

一般財団法人米日カウンスルージャパン 設立時役員名簿

評議員

氏名

1. グレン・エス・フクシマ (Glen S. Fukushima)
2. ダニエル・オキモト(Daniel Okimoto)
3. 与那嶺ポール (Paul Yonamine)

理事

氏名

1. アイリーン・ヒラノ (Irene Hirano)
2. アーネスト・エム・比嘉 (Ernest M. Higa)
3. ローラ・ウィンスロップ・アボット (Laura Winthrop Abbot)
4. 川原・ラッセル・ケイ (Russell K. Kawahara)
5. デービッド・ニシダ (David Nishida)
6. ジェイムズ・ミナモト (James Minamoto)

監事

氏名

1. 新城 孝悦 (Takayoshi Shinjo)

設立者拠出財産目録

設 立 者	ユーエス・ジャパン・カウンスル (U.S.-JAPAN COUNCIL)
住 所	アメリカ合衆国、ワシントン DC 地区、20036 、1819 エル・ストリート、スイート 200
財 産	金 銭
価 額	金 3 0 0 万円